7　設備規則第３条第４号の５に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第４号の７に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	7　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第五号の三**　［同左］
［様式略］	［様式同左］
注１　［略］	注１　［同左］
［２・３　略］	［２・３　同左］
４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第４号の５に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第４号の７に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	４　備考の欄には、法第10条第２項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第２項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
［５～８　略］	［５～８　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。